

指定保税地域の追加指定に関する公告

関税法第37条第5項の規定に基づき、金沢港指定保税地域について、下記のとおり追加指定を行ったので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年2月25日

大阪税関長 日置 重人

記

指定保税地域の追加指定の対象

(1) 土 地

名 称：金沢港 戸水地区

所在地：金沢市戸水町タ63-2、73-2、84、カ115-1

面 積：984.20㎡

地 域：金沢市戸水町地内戸水ふ頭岸壁の指定保税地域の西端の地点をいとし、同点から北西に346度35分45秒2.833メートル地点をG、同点から北東に76度35分30秒370メートルの地点を基準点Hとし、同点から南東に165度35分30秒2.487メートルの地点をA、同点から南西に256度32分17秒370メートルの地点の基準点いを順次結んだ線により囲まれた土地984.20平方メートル。

(2) 追加指定年月日：令和8年4月1日